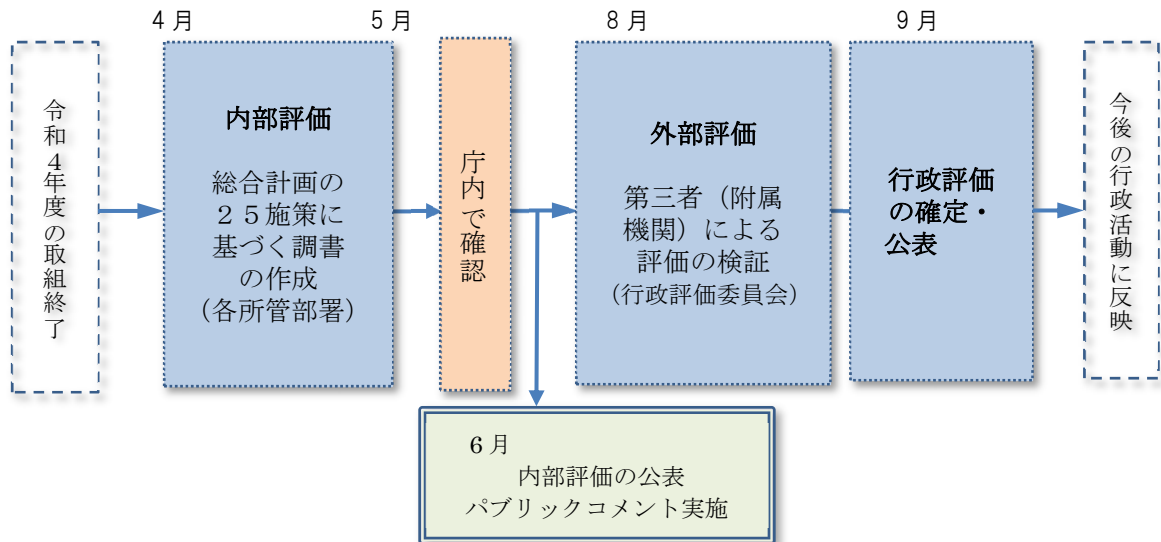


行政評価のながれと委員会の役割について

1 行政評価のながれ

本市の行政評価は、年度ごとに定める行政評価計画に基づき、概ね以下のような過程で評価～施策反映（P D C A）のサイクルを回していく仕組みとしています。

（令和 5 年度の場合）



2 行政評価委員会の役割

三田市行政評価委員会の役割は、「三田市附属機関の設置に関する条例」第 2 条（担当事務）、「三田市行政評価条例」第 5 条第 3 項（評価の実施手順）等に定められていますが、より具体的に表すと、次のような内容を実施いただくこととなります。

- (1) 第 5 次総合計画に掲げる 25 施策について、行政評価委員会（外部評価）において進捗度合に応じた 3 段階評価（A：良好な進捗、B：標準的な進捗、C：今後の取り組みに期待）を実施する。
- (2) 協議によりヒアリング対象施策を決定し、施策を所管する部署へのヒアリングを行い、今後の取り組みに向けた助言等について検討する。

※次の視点により、評価等をご検討いただきます。

- 第 5 次三田市総合計画の実現に向けて適切な方法がとられているか。
- 指標等の進捗は適切か。
- 見逃されている、過小評価されている課題はないか。
- 今後の展開方向は、本市の特性や状況に応じた適切なものとなっているか。

3 評価作業の手順

(1) 3段階評価の検討

各委員の個人作業により、25施策を3段階評価し、各施策の質問項目を事務局に提出する。

(2) ヒアリング対象施策の決定

第1回会議において、各委員の3段階評価をもとに協議し、第2回会議でのヒアリング対象施策（3施策）を決定、各施策への質問項目を集約する。

(3) ヒアリングの実施と評価結果のとりまとめ

第2回会議において、対象施策のヒアリングを実施。質問への回答内容と併せ3段階の評価区分や助言について協議し、結果を取りまとめる。